

成績通知書等のご父母への送付について

商学部では、学生が卒業（修了）不可と決定された場合、成績通知書を学生のご父母宛に送付しています。

個人情報保護の観点から、学生本人が希望する場合は、上記ご父母への成績通知書の送付停止請求を受け付けます。請求する場合は、下記の要領で手続きを行ってください。なお、送付停止請求をした場合、ご父母へは「学生本人が成績通知書の送付停止を希望したため、成績通知書を送付しない」旨のご案内を送付いたします。

記

ご父母への成績通知書の送付を停止するための請求手続は、以下の通りです。

① 請求手続

- ・ 学生本人が下記送付停止請求期間内に商学部事務室で申請してください。
- ・ 送付停止申請は、当該年度・学期の卒業（修了）不可判定に伴う送付についてのみ対象となります。（恒常的に送付が停止されるわけではありませんので、学期毎に送付される成績通知書や次学期以降の卒業（修了）判定に伴う成績通知書の送付停止を希望する場合は、別途申請が必要となります。）

② 送付停止請求期間

9月卒業判定時の停止請求： 8月1日 ～ 8月31日（9月卒業希望申請者のみ）

3月卒業判定時の停止請求： 2月1日 ～ 2月末日（3月卒業判定対象者全員）

以上